

特定健診及び特定保健指導について

入江 國夫 議員

・質問 平成二十年四月より法により義務づけられた特定健康診査と特定保健指導が始まる。これを実効性のあるものとする上で課題になる次の点について伺いたい。

・対象者数
特定保健指導の目標達成のための体制
設定される目標値に達しなかつた場合のペナルティー
・答弁(市民福祉部長)
現在、特定健康診査等実施計画を策定中であるが、数値目標については、本年行った

基本健康診査を参考にすると、特定健康診査の実施率を三十五%、特定保健指導は、近隣市等の状況と本市の衛生部門の体制を勘案し、実施率二十%と設定した。

本市の制度対象者一万余三百五十七人に、実施率及び国保連合会が示した見込率等から「動機づけ支援」対象者は六百十六人、「積極的支援」対象者は三百三十人と推計している。

特定保健指導は、保健指導と栄養指導からなるが、対象

者が推計で九四六人であることから、二人の専従担当職員で一日四人前後実施できるよう予定している。

国は平成二十四年度における市町村国保への目標を特定健康診査実施率六十五%、特定保健指導実施率四十五%、平成二十年度と比較してメタボリックシンドロームの該当者等の減少率十%と設定している。

平成二十四年に達成できなかった時のペナルティーは、老人保健拠出金と今後の伸び

率から推測し、後期高齢者医療支援金がおよそ九千万円加算されるものと思われる。

* 特定健康診査とは
糖尿病など生活習慣病に関する健康診査

* 特定保健指導とは
特定健康診査の結果により、健康保持に努める必要がある人に対する保健指導

羽生市市民意識調査について

松本 敏夫 議員

・質問 市政について市民の意見や要望等を広く把握し、これからのまちづくりに生かすため平成十八年に市民意識調査を実施した。その結果報告に基づき以下の点について伺う。

・答弁(市長)
本市の将来像と今後の施策への要望
合併に関しては、その是非について検討することが望ましいとする意見が四割を超えているため、今後とも議論を進めていかなければならないもの

と認識している。

平成十七年の合併新法により、当市は人口五十七万人の中核的規模の組合せに含められたが、合併をする場合には、羽生市、加須市、騎西町、大利根町、北川辺町の利根北部地域で進めることが現実的

と考えている。

そしてこれからの合併の話合いを進めるための前段として、まずは広域的な取組みが必要なものについての調査・研究をし、情報交換と交流を深めてまいりたい。

調査結果から、市民は高齢化対策、少子化対策に関心を持つ一方、減少していく子どもや孫が成長していく過程で起きる諸問題に関心が高いことや一度に多くの住民が増えた場合のコミュニティの構築

に戸惑い、不安があることが伺える。

これらの意向については、現在検討中の総合振興計画において策定市民委員会を設置し、生活者の立場からも多くの意見・提言を頂く予定であるとともに、先に実施した広聴集会での貴重な意見も含めて、羽生市の将来像を決定していきたい。

・その他の質問
中心市街地の空洞化について

